

## IAML日本支部第42回例会・MLAJ秋季セミナー2006報告

末永理恵子

音楽図書館協議会（MLAJ）主催の本年のセミナーは、2006年11月22日木曜日、信濃町にある民音音楽博物館で開催された。MLAJの著作権専門委員会の企画によるもので、「音楽図書館と著作権—映像資料と楽譜を中心に」というテーマである。朝の10時に秋山博正理事長（くらしき作陽大学附属図書館長）によって開会挨拶が行われたのち、午前中は趣旨説明、基調講演、そして映像資料の上映・貸出に関する2つの報告があり、1時間ほどの昼食を兼ねた親睦会（中華料理店の桂林にて）を挟んで、午後は楽譜の複写・複製に関する3つの報告、および討論会、という構成である。映像資料と楽譜のコピーをめぐる、著作権関係の諸問題にたっぷりと思いを巡らせる一日となった。昨年のセミナーでも著作権に関するテーマが取り上げられており、著作権に対する音楽図書館界の関心の高さがうかがわれる。参加者は、配布された名簿によれば、MLAJ正会員の加盟機関20館から32名、賛助会員7名、その他3名であった。

以下、プログラムに沿って、雑感を記していくことにする。なお、筆者は著作権法については苦手意識が強く、できる限りこれについて発言することは避けたいと常日頃から思っているような者である。今回、執筆依頼を受けた際、一度はお断りしようと考えたが、素人の視点によるレポートもそれなりの意味があるかもしれないと思い直してお引き受けした。従って内容等に誤解があるかもしれないが、どうかお許しいただきたい。

◆趣旨説明（MLAJ著作権専門委員・国立音楽大学附属図書館 市川啓子氏）

昨年のセミナー（2005年12月）の簡単な内容紹介と、その後の動きが報告された。筆者は昨年とは出席しなかったのだが、昨年のセミナーは2本の講演を中心に、授業で使う映像資料の貸出に関する問題と資料複製の問題をテーマにすえて行われたようである。セミナー後の法改正などの動向も

あわせて紹介された。楽譜の複写、および、SPレコードやβのビデオなど、利用が不可能になりそうな資料を新しいメディアに変換すること、等、音楽図書館にとって関心の高い問題に関しては、未だ大きな変化はないようだ。法改正へ向けてMLAJが要望を提出するためには、いっそう勉強を積み重ねていかねばならない、ということが指摘された。

◆講演「著作権の制限規定」（国士舘大学法学部教授 三浦正広氏）

まず、著作権法の制限規定についての基礎的な捉え方について、法律の専門家によるお話があった。

著作権法第一条には「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」が、著作権法の目的として掲げられている。元来は、著作者の権利は充分に尊重しながら、文化の発展のために、著作者の権利を一部制限して、他の人が複写や上演その他の利用ができるようにするものであり、著作者の利益と利用者の利益のバランスをとるための法律と言える。しかしながら、著作権法の解釈は近年、「文化の発展」よりも「産業の発展」を重視するような方向に変質してきている、と指摘された。著作者の権利は著作物製作企業の権利、利用者は消費者に読み替えたような捉え方をする人が多くなっている、ということで、たとえば、IT企業やメディア関連の企業が財産権を主張するニュースは頻繁に目にする。また、EUやアメリカでは著作権保護期間が70年になっているが、日本では「映画の著作物」の保護期間だけが、公表後50年から70年に延長された（平成15年）。これは、アニメ映画が日本の重要な産業分野として位置づけられているため、と述べられた。産業政策のひとつとして著作権法が使われているわけである。

大量生産・大量消費が、自然破壊を招いたのと同じように、著作物の衰退をも招きかねず、これ

を避けるためには文化の種をまかねばならない、という印象的な表現で講演は結ばれた。「文化の発展」と一口に言っても、将来まできちんと想定する必要があり、人類の共有財産としての文化を保護し、その発展を担う人々を保護するのが、著作権法の役割であって、利用者の権利は保護の対象ではない、ということである。

産業・経済が著作権法に及ぼす影響が示唆されたことで、著作権を主張する企業のニュースに接するときに漠然と抱いていた疑問が晴れた気がした。

◆日本図書館協会視聴覚資料研究会受講報告（国立音楽大学附属図書館 三宅巖氏）

続いて、視聴覚資料に関する報告。2006年9月に行われた第14回研究会の内容報告である。この研究会は日本図書館協会映像事業部主催の公共図書館向けの研究会で、開催は年2回、報告は『図書館と映像資料』に掲載されているとのことである。

この報告では、日本図書館協会の床世田良氏による「映像資料と著作権—上映問題について」という講演と、岩手県立図書館による視聴覚資料受入時の許諾確認事務についての事例発表が行われた第14回の内容が詳細に報告された。

この中で興味をひいたことのひとつは、AV資料の複製の制限などが、音声と映像によって異なるということである。音声は文字と同等の扱いになるということ、例えばDVDの音声だけのダビングは、一部であれば、著作権者の許諾がなくても出来るというのである。また、映像の上映会に関して、非営利、無料であれば、法的には「だれでもどこでも」可能だが、現実には日本図書館協会と、権利者団体の日本映像ソフト協会とで締結した「合意事項」があって、それに従うのが望ましい、ということであった。貸出については、実のところ、筆者自身の業務とはまったく無関係の部分なので、実態があまりつかめていないのだが、日本図書館協会経由で購入したソフトについては、個別の契約があって、それに従って貸出などを行うことになっているようであった。もうひとつ、興味をひいたのは、LDからDVDへ、等の媒体変換は、まだ法改正がなされておらず、違法性が高いという見解であった。移り変わりの激しいAVメディアに関して、せっかく購入した、他のメディアでは再発売にならないような貴重な資料を、媒体変換して保存・利用するのは、必至であると思えない。手遅れにならないうちに（オープンリールのように、もう手遅れのものも

かなりあると思われるが）早く法律を改正して欲しいものである。

◆映像資料の授業利用——現況及び問題点（尚美学園大学メディアセンター 田島義一氏、風間麻里子氏）

映像資料の授業のための貸出に関する事例報告。この大学では、授業利用の際は1日のみの利用に限定しているとのことだったが、所蔵する映像資料の7、8割は一般教養、映画などで、特に映画が多く、情報表現学科の授業で使われることが多い、という。名画、現代アートの映像資料はもちろんのこと、5.1チャンネルサラウンドとか、DVDのオーサリングとかの実例として使われるときには、ユーミンのコンサートとか、ジャズとかのビデオも使われるということであった。

ことに問題となっているのは、どこまでを授業利用として認めるかという部分であるように思われた。教職課程の模擬授業に使用したいという学生は、先生にお願いして借りてもらわねばならず、理解のある先生でないと難しい。また、教育実習に使用したいという希望が多いが、学外のため利用できない。実習先に映像資料が豊富にあることは少ないであろうから、結局のところ、文部科学省で授業に映像資料を用いることを推奨しているにもかかわらず、そのような授業を組み立てることができない、というジレンマが生じるのである。

映像資料は音楽大学図書館だけの問題ではないので、大学図書館関係団体との連携をすすめた上で、権利者団体と交渉して解決策を見出すことが望まれる、という今後の展望で、報告は閉じられた。

◆著作権法第31条における楽譜の複写・複製の範囲（全音楽譜出版社社長 田中明氏）

第31条は、図書館等における複製について定めたものであるが、この法律をおもに楽譜から見た場合の解説であった。この法律では、以下の3つの場合に複写が許される。

- 1) 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供
- 2) 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3) 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供

注意すべきことは、2)については、複製したら原本は廃棄することが条件となっていること、3)については、コピーするのは提供者の側であって、「借りてコピーする」のは許可されないということである。また、ここで問題にされているのは、著作権が保護期間内の著作物を、権利者の許諾なしに複製できる範囲なので、保護期間を過ぎたものは、この条項にしばられることはないし、期間内のもので著作権者の許諾が得られれば、全ページコピーなどもできる。この場合、許諾をとる相手は一律ではないので、誰なのかをよく見極める必要がある、と説かれた。

#### ◆楽譜複写サービスの現状と問題点（東京音楽大学付属図書館 中村旬一氏）

東京音大付属図書館の事例報告は、2004年9月に同館に導入されたセルフサービスのコピーについての報告で、導入の経緯から実務要項、申込書や貼り紙等の紹介に至るまで、詳細にわたるものであった。先ほどの尚美学園大学メディアセンターもそうであったが、かなりの覚悟をもって事例報告を敢行された様子であった。運用上のガイドラインが定まっておらず、また、著作権法についての専門職員や顧問を抱えているわけでもなく、いずれの館も、利用者と法律の狭間でいろいろと苦慮しており、著作権法違反になっていないかどうか、一抹の不安を抱いたまま仕事をしているようなのである。従って、ここであまり細部にわたって内容をレポートするのは避けておいた方が良いかもしれない。このような不安な状態は早く改善されると良いのだが、なかなか難しいようだ。

#### ◆楽譜複写サービスの現状と問題点（国立音楽大学付属図書館 市川啓子氏）

楽譜の複写サービスに関する2つめの事例報告。楽譜コピーの受付マニュアルの試案などが提示され、具体的な現状報告がなされた。

楽譜複写の問題点、あるいは特殊性として、演奏の場合に「一部」（一曲の半分以下）のコピーでは不可能で、実際のでない。こちらの図書館では、楽譜は演奏のためでなく研究のための資料とみなしている（従ってパート譜は所蔵しないということである）が、研究用でもやはり、全曲を複写しないと意味がない場合もあるであろう。このような問題を解決するためには法改正への働きかけや、権利者団体との協議をもちかけるようなことが必要であろう、と結ばれた。

#### ◆討論会

著作権専門委員・太田成夫氏（名古屋芸術大学）の司会により、討論会がすすめられた。楽譜の複写と映像資料の貸出が主要な2本のテーマとなるはずであったが、映像資料の貸出の方に重点が置かれているような格好になった。MLAJの中核を成しているのは音楽関係の学部・学科を持つ大学の図書館であり、そこで近年、共通の問題点として注目されているのが映像資料の貸出の問題なのであろう。この件に関して発言が多かったのは尚美学園大、東京音大、大阪芸大などで、いずれも教職関係の授業のために映像資料を貸出してほしいという要望が増加し、その対処に困っておられる様子であった。講師の三浦先生にご意見を伺うと、貸出と言っても、学内で授業に使ったり、教師が授業準備のために持ち帰ったりする分には法的には問題ないだろう、との見解が得られた（教育実習をする学生が、大学図書館で借りた資料を実習先に持ち出すというのは、学内とは言えないので、この限りではない）。この種の法律の解釈に絶対ということはないので、これで安心して貸出ができる、というわけにはいかないが、昨年も同様の質問を講師の先生に投げかけて、同様のお答えがあったということである。

ただ、違法ではなさそうでも、メーカーは許さない可能性が高いだろう、という指摘がある。現在、日本図書館協会が窓口となって、映像資料について、補償金を上乗せした価格設定にし、協会経由で資料を購入した図書館は、その契約に従って、資料を利用に供することが許される、というシステムができている。このシステムは公共図書館のことをおもに想定して作られているので、大学図書館にはそぐわない部分があるらしい。MLAJが窓口となって、購入ルートを作ることはできないのか、という一步進んだ提案もあったが、現在のMLAJの体制では難しいだろう、という意見の方が優勢で、まずは運用面のガイドラインのようなものを作るためにMLAJの中で話し合い、次に権利者団体と交渉するのが良いだろう、という方向に落ち着いたようであった。聞くところによれば昨年も同じような結論が出ていたらしいので、いきなりセミナーに参加した者としては、ほとんど進展がないのではないかと、という感想を抱いてしまったが、デリケートな問題だけに、性急にことを運ばず、じっくりと腰を据えて継続的に考えていくべき案件なのであろう。MLAJは引き続きこの問題について研究と検討を重ねていく、という理事長の言葉で、会は締めくくられた。

◆見学会

メインのプログラムが終了した後、自由参加で民音音楽博物館内の見学会が行われた。同館では歴史的なチェンバロやピアノを収集しており、チェンバロ2台、フォルテピアノ6台、スクエアピアノ2台、モダン・ピアノ3台、自動演奏ピアノ5台を所蔵しているとのこと。その大半が2階の「古典ピアノ室」にずらりと並べられている。通常は1時間に一回ずつ（日曜・祝日は7回）、職員の方による演奏付きで説明が行われているそうだが、今回のセミナーの参加者にも解説をしていただいた。さらに、特別に試し弾きしてよい、とのお許しをいただき、しばしの間、参加者はそれぞれ、エラルのピアノ（1899）や、太鼓やベルのついた五本ペダルのピアノ（コンラート・グラーフ1834）等、実際に触って音やタッチを確かめていた。チャイコフスキーの《胡桃割り人形》の「金平糖の踊り」のロールがセットされていた足踏み式の自動ピアノ（マーシャル・プレーヤー・ピアノ1915）は、普段も来館者が体験できるということであった。

「ピアノ室」以外に、オルゴール展示室、民族楽器の展示室があり、また、モーツァルトの特別展（「モーツァルトを旅するー海老澤敏コレクション モーツァルト展ー」）も開催中であったが、ほとんど時間がなく、あまりじっくりと見ることができなかったのは少々残念であった。



事務局だより

♪2007年度会費納入のお願い

来る1月1日から新会計年度が始まりますので、12月末日までに郵便振替または銀行振込みでご送金ください。年会費と振込先は以下の通りです。

年会費  
個人会員 6,000円  
団体会員 14,000円

振込先  
郵便振替 00130-5-75629 IAML日本支部  
銀行振込 三菱東京UFJ銀行六本木支店  
普通1089206 IAML日本支部（イアムルニホンシブ）代表 佐藤みどり

- 連絡先の変更も併せてお知らせください。
- 会議参加補助基金にもご協力ください。

IAML日本支部会計係 佐藤みどり

♪IAML 2007 Sydney参加費用補助のお知らせ

IAML日本支部では、2007年7月1～6日、オーストラリアのシドニーで開催されるIAML国際会議に参加を考えておられる若手個人会員の参加費用を一部補助します。

1. サポート対象：音楽図書館・大学図書館・公共図書館・その他音楽資料・音楽資料情報に携わっている機関（アーカイヴ、ドキュメンテーション・センター等々）で専門実務に携わっていて、IAMLの活動に関心を持っている個人会員（非常勤講師等の研究者を含む）
2. サポートの内容：会議参加費用の補助  
1人10万円(返済不要)
3. 応募期間：2007年4月末日
4. 応募条件：今までIAML国際会議へ参加したことがない個人会員
5. 選考：無作為抽選
6. 応募方法：応募用紙に記入のうえ、応募先へ郵送あるいは、メールで応募
7. 応募先

郵送の場合

〒106-0041 東京都港区麻布台1-8-14

日本近代音楽館内

IAML日本支部事務局長 長谷川由美子

e-mailの場合

郵送の場合は封筒に、メールの場合は件名に、「会議参加補助申請」と明記のこと。

## ♪日本音楽学会におけるIAML紹介

IAML日本支部の大切な課題のひとつとして、RISMプロジェクトへの積極的な関与がある。そのことについて、第41回例会で論じ合った内容がNewsletter No.28に報告されている。日本のRISM活動の現状に関しても、同号の事務局だよりで、「RISMへの筆写譜データ提出始まる」として、国立音楽大学附属音楽図書館特別資料部の動向を紹介した。いずれも一読されたい。

他方日本音楽学会は2005年10月22日、23日に明治学院大学で開催された第56回全国大会において、「日本の音楽資料—収集、整理と研究」の名のもとにシンポジウムを開催した。その反響には大きなものがあつた。しかし日本音楽学会は、シンポジウム参加者の要望に応える体制を持っていない。その他にも学会は、山積する課題を抱えているのである。そこでそれらの解決のために、様々なワーキング・グループを立ち上げた。その中には「日本の音楽資料」に関する課題と学会が果たすべき役割を考えるグループもある。目下中心となっているのは、学会会長の金澤正剛氏、常任委員会の星野宏美氏そして荒川恒子である。なお3人共にIAML会員でもある。3人はRISMに関わる過去の動向さらに現状を鑑み、目下はRISMプロジェクトという組織を立ち上げる時期ではない、との判断に達した。学会としては組織作りに努力する以前に、我が国の学者、図書館員、資料を所有する方等が、資料の購入、管理、使用等に関して、深い共通理解や見解を得ることが先決と考えるからである。そしてこの点に関して、学会が協力できる独自の課題を見出していくべきである、ということで意見の一致をみた。

それでは日本の資料の紹介や把握に関しては、どのように対処すべきであろうか。それに関わる事例として、2006年度学会総会(10月28日、29日、於：九州大学)で国立音楽大学附属図書館の取り組みを紹介することとした。RISM本部は、組織が存在しない国からの資料の提供をも歓迎しているからである。日本音楽学会は、当面IAMLの活動を全面的にサポートし、連携を強めることを総会場で了承した。IAML日本支部を当面の窓口として、日本の資料の紹介に力を注ぐのである。なおそのような論議の過程で、学会員の中には、IAMLの存在を知らない方が多いことに気付いた。そこで事務局長が作成した、本協会の役割や活動を記したちらしを配布した。

本年度より日本音楽学会はホームページの充実により、スムーズに情報や意見の交換をなし、新

風を吹き込むこととし、総会において刷新されたホームページを紹介した。そこにIAMLのホームページをリンクさせた。これは地味な活動かもしれない。しかし今後の展開への着実な一歩であるといえる。なお日本音楽学会のホームページ・アドレスは、<http://www.soc.nii.ac.jp/msj4/link.html> である。学会とIAMLのよい協力関係を保つために、これらのページを活用したいものである。

モーツァルト・イヤーがきっかけとなり、重要な資料を所有している機関が情報を公開した。そのような機関と関わる学者や関係者に、IAMLの活動への協力等と呼びかけることも、重要な任務であろう。これに関しても学会と協力しつつ取り組んでいきたい。

支部長 荒川恒子

## ♪IAML-Lをご存じですか？

IAML-LはIAML会員のメーリング・リストです。その目的は、図書館員同士の交流、経験の交換、専門的な事柄についての討論、問題や情報の共有にあり、470以上の個人会員や団体会員が登録しています。IAML国際本部のホームページのトップから入れます。

以下に私の関わった、質問提示(2回)、質問回答(1回)の経過をレポートします。

### 1) 2005年11月21日

作曲者Smitsへの質問：W. A. Smit: Missa, No. 1. Roothaan, 1860

また、既に探したカタログやウェブ・サイトも書き添えました。

フランスのIRCAMのスタッフからその日のうちに参考文献を含む答えが返ってきました。

### 2) 2006年8月25日

1825年出版の古い書籍の所蔵館を尋ねました。

Schuster: Anleitung zur Erlernung des, von Hrn. Georg Stauffer.... Wien, Diabelli, 1825

8月26日に、アメリカのインディアナ大学のD氏からこの本のマイクロフィルムの所蔵館と請求記号の知らせが、8月28日にはオーストリアのB氏からはオーストリー国立図書館が所蔵している旨のメールが届きました。

この質問は日本のO氏から寄せられたメールに端を発しています。

日本国内の調査の後、LC、ウィーン市立図書館目録、European Library（ヨーロッパ主要国の国立図書館の総合カタログ）、SwissRISMホームページを探したものの成果が得られずにIAML-Lのお世話になりました。

3) 2006年8月29日

日本で出版された書籍に掲載されていたドイツ語論文についてアメリカからの質問が載りました。

Otto Biba: Nachrichten zu Mozart in Briefen seiner Zeitgenossen. Unbeachtete Dokumente aus dem Archiv Der Gessellschaft der Musikfreunde in Wien. モーツァルティアーナ：海老澤敏先生古希記念論文集、東京書籍2001

質問者のA氏は利用者からの要求に答えようといういろいろ探した結果見つからず、IAML-Lを利用したようでした。答えを書いたところ、今度は別の人からメールが入りました。どうやらこの文献の探索はアメリカの図書館員の間を回っていたようで、以後もほとんどの質問者とのメールのやり取りになりました。国立音楽大学附属図書館所蔵の同書からのコピーは著作権上問題が生じる旨、レファレンス担当職員からアドヴァイスを受けたため、個人蔵の本から該当箇所をコピーして先方に送りました。

会員の皆様にも上手な利用をお勧めします。  
長谷川由美子

## ♪音楽文献目録

音楽文献目録委員会の編集発行による「音楽文献目録」の第34巻が刊行されました。第34巻には、2006年6月までに公表された日本音楽およびヨーロッパをはじめとする諸外国の音楽など、音楽全般に関わる著書、大学紀要、雑誌論文等が1328項目収録されています。

なお、2006年4月から2008年3月までの任期で、構成団体である日本音楽学会、東洋音楽学会、日本音楽教育学会、音楽図書館協議会、IAML日本支部から各3名の委員が選出され、文献収集・採択・分類等の活動を行っています。

IAML日本支部の委員は、関根和江、長谷川由美子、山田晴通の3氏です。

## ♪データベース紹介

『童謡・唱歌索引』

国立音楽大学附属図書館で作成された『童謡・唱歌索引』が公開されました。

<http://www.lib.kunitachi.ac.jp/collection/shoka/shoka.htm>

これは同大学音楽研究所作成の『唱歌索引』(1984)の後を引き継いだもので、収録範囲は昭和20年(1945)年までとなっています。おそらく日本の洋楽受容史研究にとって、2つの索引は必須のものとなるでしょう。以下に編集者(南部好江氏)の序文を挙げます。

この索引は国立音楽大学附属図書館が所蔵する大正期～昭和前期(1912～1945)までに発行された童謡・唱歌等を曲名；作詞・作曲者；歌詞；インチピット(旋律)で構成したものである。索引化にあたっては楽譜のあるもの、歌詞が日本語のものを採録した。唱歌収録リストには、楽譜のないものも若干含まれている。

これまでに1,200冊あまりの楽譜・唱歌教材・雑誌からその収載曲が索引化されているが、今後も随時追加されていく予定である。

収録資料リストはこちら(楽譜・図書、雑誌)

索引を作成するにあたっては、原本にあるがままを表記することを原則として、作成者の意図的操作をなるべく避けた。ただし、検索のためのヨミ、及び外国人名の綴りに関してはこの限りではない。

このデータベースの前編ともいべき『唱歌索引』(1984)が同じようにデータベース化されることを望みたいものです。冊子体の1984年版所収のデータには作曲者不詳、作詞者不詳が非常に多いのですが、そのうちの西洋クラシック音楽に基づく曲のかなりの部分は作曲者が特定できます。また、賛美歌からの転載も多く見られます。作詞者についても昨今の洋楽受容史研究書からかなりの成果が期待できるはずです。編集者の「原本にあるがままを表記することを原則」とする方針自体は尊重されるべきですが、これらのデータベースに原曲についての情報が付け加えられ、各曲に「初出」の情報が加われば、データベースはさらに価値あるものとなるでしょう。

データベースは国立音楽大学附属図書館のホームページのトップから所蔵資料→童謡・唱歌索引で利用できます。

長谷川由美子

## ♪受贈資料リスト

2006年12月までに、下記の資料が寄贈されています。ご寄贈いただきました各位に厚く御礼申し上げます。閲覧希望の場合は、事務局へご連絡ください。  
(敬称略)

上野学園日本音楽資料室より

『日本音楽史研究』第6号(2006)

音楽文献目録委員会より

『音楽文献目録』第34号(2006)

日本フルート協会より

『日本フルート協会会報』194-197(2006)

明治学院大学より

『パンダライ(明治学院大学大学院文学研究科  
藝術學専攻紀要)』第5号(2006)

## ♪事務局への連絡

IAML日本支部では、日本近代音楽館のご好意により、同館に事務局住所をおかせていただいておりますが、同館には事務局スタッフが常駐しておりません。郵便物などのチェックは遅れがちになってしまいますので、お急ぎの連絡は、事務局長の長谷川由美子まで直接お願いします。



## 編集デスクより

少し気が早いですが、メリー・クリスマス。

今年最後のニュースレター第29号をお届けします。

今回は、秋の例会報告を末永理恵子さんにお願ひしました。タイトなスケジュールにもかかわらず執筆をご快諾いただき感謝しています。

会員の皆様、来年もよろしくお願ひします。良い年をお迎えください。

関根和江

Newsletter—国際音楽資料情報協会日本支部  
第29号

2006年12月20日発行  
発行 国際音楽資料情報協会(IAML)日本支部  
〒106-0041 東京都港区麻布台1-8-14  
日本近代音楽館気付  
<http://www.iaml.jp>